



平成29年5月11日

各 位

会 社 名	内海造船株式会社
代表者名	代表取締役社長 川路 道博
(コード番号	7018 東証 第2部)
問合せ先	取締役 執行役員 管理本部長 原 耕 作
電話番号	0845-27-2111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の当社第92回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 平成29年6月22日開催予定の当社第92回定時株主総会で「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を80,000,000株から8,000,000株に変更するものであります。
- (2) 同じく平成29年6月22日開催予定の当社第92回定時株主総会で「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第8条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
- (4) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (5) インターネットの普及に鑑み、法務省令にさだめるところに従い、株主総会参考書類等をインターネット開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行株式総数は <u>80,000,000株</u> とする。</p> <p>第7条（条文省略）</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、<u>1,000株</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第9条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第15条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、<u>100株</u> とする。</p> <p><u>第9条（単元未満株式についての権利）</u></p> <p><u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条（現行どおり）</p> <p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条～第39条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第92回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

以上